



# 事業系ごみは家庭ごみのステーションには出せません

排出されたごみの内容物確認(調査)の様子



## 事業所から出る一般ごみの例

- 飲食店の食品残渣
- 事務所・医院等で使用した書類
- 従業員の弁当ガラや空き缶など

一般家庭からではなく、事業所(工場、店舗、飲食店、事務所、塾、医院等)から出る一般ごみは、市が収集する「ごみステーション」には出すことができません。少量であっても、事業者の責任での処理が必要です。

また、紙類や金属類については再生事業者(リサイクル業者)へ引き取りを依頼することで再資源化の促進や、ごみ処理に掛かる経費の削減にもつながります。

なお、産業廃棄物については産業廃棄物処理業の許可を有する業者へ委託してください。

市民や収集作業員からの報告で事業系ごみがステーションに出されていることが分かった場合、現地調査、内容物確認のうえ、訪問指導などを行っています。

## 事業系ごみの処分方法は

- 市の許可業者に収集を依頼する(有料)

《依頼先》川西市清掃事業協同組合  
☎755-0787(月～金曜日 10時～16時)



- 国崎クリーンセンターへ直接持ち込む(有料・予約制 10kgあたり80円)

一般廃棄物のみ持ち込みが可能です(産業廃棄物は持ち込みできません)。持ち込む日時は火～金曜日13時30分～16時、年末年始は別に定めます。前日までに要電話予約。なお、電話予約は組合事務局の執務時間内(月～金曜の平日9時～17時30分、年末年始は除く)にお願いいたします。



国崎クリーンセンター

《申込先》猪名川上流広域ごみ処理施設組合

国崎クリーンセンター ☎744-7280

## ■注射針、注射器をごみに混ぜて出さないで!!

在宅医療で使用した注射針、注射器(針のついていない注射器を含む)、針付きチューブ等は、安全な仕組みになっていても、ごみと一緒に出さないでください。

**必ず受け取られた医療機関または薬局へ返してください。**

在宅医療廃棄物をステーションに出すと、他の住民や収集作業員の針刺しなど、重大な事故につながる恐れがあります。ルールを守って適正に処理してください。



写真はイメージです

平成25年4月1日より  
課名が変わります

美化業務課  
リサイクル推進課

合併して

美化推進課

現在の電話番号及び  
ファクス番号は  
そのまま使えます。

問合せ・申込み ☎666-0011 出在家町1-11 リサイクル推進課 ☎(759)4240 / ファクス(757)0904

「ごみ行政特集Rあ～る」1部を発行する経費は約7円、配布する経費は約2円です。

ごみ行政特集 Rあ～る 8